○福岡県建築基準法施行細則の

成 + (年六月 干 日

第 \equiv Ŧ 百 号

増

刊

(1)

슾

目

次

○福岡県議会会議規則 0)

部を改正する規則

人事委員会

○福岡県の職員の初任給、

昇格、

昇給等の基準に関する規則の

部を

?正する規則

再

掲

議会事務局議事課)

(人事委員会事務局給与公平課)

一部を改正する規則 (建築指導課)

議 会

福岡県議会会議規則の一 部を改正する規則を次のように定めた。

平成二十八年六月二十一日

福岡県議会議長 中 尾 正 幸

岡県議会会議規則の一部を改正する規則

(昭和三十一年九月十七日議決)

0)

部を次のように改正する。

五名以上の所属議

別表に次のように加える。

火曜日

福岡県議会会議規則

例 員 検 提 討 案 会 政 議策

条 議

関する調査、 及び調整

議員提案に係る政策条例に

条例案の検討

員を有する会派か

ら選出された議員

附 則

この規則は、 公布の日から施行する。

事委員会

福岡県 の職 員 0 初 任給、 昇格、 昇給等の基準に 関する規則の 部を改正する規則を制

1

定 ここに公布する

成 一十八年六月二十一 H

福岡県人事委員会規則第三十二 号

|岡県人事委員会委員長

簑

 \mathbb{H}

孝

行

福岡県の職員の初任給、 昇格、 昇給等の基準に関する規則

る規則 か 一 部を改正す

委員会規則第九号)の一部を次のように改正する 福岡県の職員の初任給、 昇格、 昇給等の基準に関する規則 昭 和 干 年 -福岡県·

立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改める 学改革支援・学位授与機構 位授与機構及び」に改め、 別表第十九の備考第七項第二号中「大学零館・学位遠与藻藩 同項第三号及び第四号中「大学習館・学位茲与藻蕪」 (旧独立行政法人大学評価・学位授与機構、 を 「独立行政法 旧大学評価 を ·上

総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028) 株式会社(電話092-262-5726)

この規則は、 公布の日から施行し、 改正後の福岡県の職員の初任給、 昇格、 昇給等の

平成二十八年四月

Н

から適用する

基準に関する規則の規定は、

再 掲

福岡県公告式条例 (昭和) 十 五年福岡県条例第四十六号) 第三条において準用する

福岡県建築基準法施行細則の 一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する

平成二十八年六月十日

福岡県知事 小 Ш

洋

福岡県規則第五十六号

福岡県建築基準法施行細則の 部を改正する規則

福岡県建築基準法施行細則 (昭和二十六年福岡県規則第一号) の一部を次のように改

築物 正する。 第 第十八条の二の見出し中 号及び第二号に掲げる建築物 を 「特定建築物」 に改め、 「特殊建築物」を 同項第一号中「もので」を 同 .項の規定により通常の火災時において避難上著 「特定建築物」に改め、 「建築物 同条第 (令第十六条第 一項中 建

定期発行日

毎週火金曜日

[発行] 〒 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県 総務部 [作成] 〒 812-0023 福岡市博多区奈良屋町 3 番 1 号 久 野 印 刷

として国土交通大臣が定めるものを除く。)で」に改め、同項第六号を削る。 として国土交通大臣が定めるものを除く。)を除土者しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。)を除土者しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。)を除く。)で」に改め、同項第二号及び第三号中「もので」を「建築物(令第十六条第一項第五号に掲げる建築物(同項の規定により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものので」を「建築物(令第十六条第一項第五号に掲げる建築物(同項の規定により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものので」を「建築物(令第十六条第一項第三号に掲げる建築物(同項の規定により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものを除く。)を除く。)で」に改め、同項第六号を削る。

加える。 るおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。次号において同じ。) 号」に改め、 又は前条第 築物」を加え、 一号中「前条第一号から第四号まで又は第六号」を「令第十六条第一項各号」に改め、 「建築物」の下に「(同項の規定により通常の火災時において避難上著しい支障が生ず 「昇降機その他の建築設備」を「特定建築設備等」に改め、同項第一号を削り、 第十八条の三の見出し中「建築設備等」を「特定建築設備等」に改め、 同項第三号中「前条第一号から第四号まで又は第六号」を「令第十六条第一項各 一項第一号から第四号までに掲げる特定建築物」を加え、同号を同項第一号 「建築物」の下に「又は前条第一項第一号から第四号までに掲げる特定建 「場合」を「もの」に改め、同号を同項第二号とし、 同項に次の一号を 同条第一項中 同項第

設備」を 十八条の三に規定する」に改め、 十七条の二において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けた」に 前項各号に掲げる」を「令第十六条第三項第一号に掲げる特定建築設備等及び令第百三 第十八条の三第一 「次号」を「第三号」に改め、 「を設置した」を「に係る法第七条第五項又は法第七条の二第五項(いずれも法第八 同項第一号の次に次の 前条第一項第一号から第四号までに掲げる特定建築物に設けた防火設備 「前項第一号及び第二号に掲げる特定建築設備等」に改め、 一項を削り、 一号を加える 同条第三項第一号中「第 同号イ中「当該昇降機」を「当該特定建築設備等」に 同項第二号中「第一項第二号及び第三号に掲げる建築 一項第一号に掲げる昇降機及び 同号を同項第三号

一 令第十六条第三項第二号及び前項第三号に掲げる特定建築設備等 毎年、九月三

第十八条の三中第三項を第二項とする。

-日まで

附則

(施行期日)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

(特定建築物の定期報告に関する経過措置)

第二条 平成二十八年六月一日に現に存する建築物(この規則による改正前の福岡県建第二条 平成二十八年六月一日に現に存する建築物(この規則による改正前の福岡県建第二条 平成二十八年六月一日に現に存する建築物(この規則による改正前の福岡県建第二条 平成二十八年六月一日に現に存する建築物(この規則による改正前の福岡県建

- 掲げる建築物 平成二十八年店、マーケット、展示場又は物品販売業を営む店舗の用に供するものに限る。)に店、マーケット、展示場又は物品販売業を営む店舗の用に供するものに限る。)及び第五号(百貨令第十六条第一項第三号(病院の用途に供するものに限る。)及び第五号(百貨
- のに限る。)の用途に供するものに限る。)に掲げる建築物 平成二十九年二 令第十六条第一項第一号、第二号及び第三号(診療所(患者の収容施設があるも
- 三 令第十六条第一項第三号(病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。
- 場又は物品販売業を営む店舗の用に供するものを除く。)に掲げる建築物(平成三)の用途に供するものを除く。)、第四号及び第五号(百貨店、マーケット、展示)

(特定建築設備等の定期報告に関する経過措置)

の規則の施行の日から同条の規定により当該建築物に係る法第十二条第一項の規定に第八号の規定により排煙機を設けたものに限る。)及び令第百二十六条の四の規定により設けた非煙機を設けたものに限る。)及び令第百二十六条の四の規定に第一項の規定により設けた排煙設備(令第百二十六条の三第一項第三条)この規則の施行の際現に存する機械換気設備、中央管理方式の空気調和設備、

一項第一号及び第二号に掲げる特定建築設備等に含まないものとする。改正後の福岡県建築基準法施行細則(以下「新施行細則」という。)第十八条の三第よる報告の始期とされている年の前年の十二月三十一日までの間は、この規則による

2 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十八年国土交通省令第十号) 建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第六条第一項の規定により
の建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第六条第一項の規定による改正後
おおいる
おおいる
では、
おいる
では、
おいる
では、
おいる
では、
のは、
ないる
では、
のは、
ないる
では、
ないる
による
ないる
では、
はいる
ないる
による
ないる
はいる
ないる
ないる

検査済証の交付を受けたものに限る。)次に掲げる時期第五項(いずれも法第八十七条の二において準用する場合を含む。)の規定による月一日から平成二十九年五月三十一日までの間に法第七条第五項又は法第七条の二一 小荷物専用昇降機(平成二十八年六月一日に現に存するもの又は平成二十八年六

1 初回の報告 この規則の施行の日から平成三十一年五月三十一日まで

第十二条第一項の規定による報告の期限とされている日までイ 初回の報告 この規則の施行の日から同日以後最初の当該特定建築物に係る法

ロ 二回目以降の報告 新施行細則第十八条の三第二項第二号に定める時期

めるものを除く。)に設けたもの「次に掲げる時期」時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定三「防火設備で令第十六条第一項各号に掲げる建築物(同項の規定により通常の火災

第十二条第一項の規定による報告の期限とされている日までイ 初回の報告 この規則の施行の日から同日以後最初の当該特定建築物に係る法

四 令第十六条第三項第二号に掲げる特定建築設備等に該当する防火設備で前号に掲口 二回目以降の報告 新施行細則第十八条の三第二項第二号に定める時期

げるもの以外のもの 次に掲げる時期

ロ 二回目以降の報告 新施行細則第十八条の三第二項第二号に定める時期イ 初回の報告 この規則の施行の日から平成三十一年五月三十一日まで